平成２３年（フ）第６３号
島根県出雲市今市町592番地
債務者　福田　　明
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第６９号
島根県出雲市斐川町今在家96番地
債務者　伸和建築こと　長谷川伸和
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第３３３号
香川県高松市木太町2084番地２　コーポサンリーザ202号
債務者　山本　美加（旧姓寒川）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３８８号
長崎県長崎市秋月町205番地
債務者　山田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
長崎県長崎市滑石５丁目３番６号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町元村郷913番地３
債務者　山﨑　千泰
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
長崎県長崎市田上２丁目12番35号　更生保護施設　長崎啓成会、住民票上の住所長崎県長崎市東山町13番10号
債務者　森下　　泰
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０号
長崎県大村市今富町466番地１
債務者　縣　　澄貴
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
長崎県諫早市福田町32番７―302号　マナ・ラフィーネ、前住所長崎県諫早市目代町311番地１
債務者　田中慎一郎
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１３７号
長崎県諫早市仲沖町26番11号、前住所長崎県諫早市幸町９番10号
債務者　長谷川　勇
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
相模原市南区下溝1794番地10
債務者　遠山　明子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０２号
高知市神田675番地３　コーポ加志崎202号
債務者　森下　忠道
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０５号
高知市大津乙3149番地24
債務者　稲盛ゆきの
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１６号
高知市朝倉横町６番11号
債務者　矢野　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５４１号
高知県長岡郡本山町寺家478番地
債務者　川村　賢一
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９１１号
千葉県市川市欠真間１丁目３番13号213号メゾン行徳
債務者　井口　牧子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１２号
千葉県市川市欠真間１丁目３番13号213号メゾン行徳
債務者　井口　英子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２５号
千葉県船橋市七林町436番地248　コーポ山口102号
債務者　大室　育美（旧姓青木・荒巻）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０４５号
千葉市若葉区貝塚２丁目２番13号　ニューシティ若葉A102号
債務者　高橋颯子こと　高橋サツ子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係